

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	水谷工業株式会社	(代表取締役 近藤 健一郎)
	法人番号	9380001011603
住 所	福島県石川郡石川町字当町1 1	

2. 措置期間

令和 6年 11月 18日 ~ 令和 8年 8月 17日 (21か月)

3. 事実概要

石川町が発注した道路工事の指名競争入札を巡り、郡山区検察庁は談合罪で当該事業者の従業員を略式起訴し、郡山簡易裁判所が罰金50万円の略式命令を出し、令和6年11月9日付けで確定した。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の3（公契約関係競売等妨害等）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の3】

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害等) 3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に該当する場合。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に該当する場合。以下同じ。）の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
(電話) 024-521-7899